

## 導入促進基本計画（秋田県八峰町）

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### （1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

八峰町における人口構造は、2015年国勢調査から総人口7,309人、生産年齢人口3,673人（50.2%）、老年人口3,046人（41.6%）、年少人口590人（8%）となっている。「国立社会保障・人口問題研究所」の推計データ（平成25年3月公表）によると、5年後の2020年には、総人口が6,735人、生産年齢人口は3,267人と約11%の減少となり、その後も5年ごとに約10%の減少が続くと予想されている。

また、管轄のハローワークでの有効求人倍率は平成27年度が1.03に対し、平成29年度では1.63と高い状況となっており、人手不足の状況が続き、今後この傾向は続くと思われる。

また、産業構造について、平成24年経済センサスによる付加価値額で見ると当町の主要産業は、建設業（1,723百万円36.8%）、製造業（962百万円20.0%）、卸売、小売業（623百万円13.3%）、医療福祉（561百万円12.0%）となっており、ほぼすべての企業が中小企業となっている。特に製造業においては、前段の人手不足の状況から、今後生産を増やすどころか現状維持も難しい状況となっている。

#### （2）目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、減少する労働力をカバーし、町全体で付加価値額4,671百万円（平成24年経済センサス）を維持することを目指す。これを実現するため、計画期間中に年間3件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### （3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本町の産業は、建設業、製造業、医療、卸売業、小売業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本町の産業は、駅周辺、臨海エリア、農村部、山間部と広域に立地している。これらすべての地域で広く事業者の生産性を向上する観点から、本計画の対象地域は八峰町全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本町の産業は、建設業、製造業、医療、卸売業、小売業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等の導入計画でないこと。

(2) 公序良俗に反する事業でないこと。

(3) 申請者の行う事業が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団等反社会勢力との関係が認められないものであること。

(4) 申請者において、町税の未納が無いこと。